

国内産糖交付金交付手続きに関する Q&A(未定稿)

【交付金交付対象者要件審査申請の手続き】

(問1)要件審査申請書は毎年提出しなければいけないでしょうか。

(答)国内産糖交付金交付要綱(平成 12 年9月 29 日付け 12 農畜団第 1473 号。以下「交付要綱」という。)第4の規定に基づき、原則として、要件審査申請書(別紙様式第 1号)を毎年8月 31 日までに提出し、要件の審査を受ける必要があります。

なお、前年度に提出した同申請書の内容に変更がない場合は、同申請書の提出を省略できることとなっています。

(問2)要件審査を受けた内容に変更があった場合、どのような手続きを行う必要がありますか。

(答)変更後は速やかに、要件審査申請書(変更)(別紙様式第3号)により変更内容を申請し、要件の審査を受けてください。その際、同申請書(変更)には変更があった項目のみ記載することとしてください。

なお、交付要綱第3の(1)の製造施設及び(2)の約定の変更については、変更内容等により手続きが異なることがありますので、まずは機構へご相談ください。

また、変更した場合は、交付要綱第4の1のただし書き「翌年度以降に係る当該申請書の提出を省略できる」場合には該当しませんので、要件審査申請書(別紙様式第1号)を翌年度8月 31 日までに提出ください。

(問3)変更の申請が必要な製造施設の変更とは何が該当するのでしょうか。

(答)変更の申請が必要な製造施設の変更とは、以下の表のとおりです。なお、製造施設の変更申請については、審査結果通知後、現地調査により当該機械装置の稼働を確認しますので、ご協力ください。

変更の申請 必要の有無		機械装置の変更 (「付設(追加)」、「更新・改造」(能力の変更を伴わないものを除く)、「廃止」及び「移設」をいう)	
		あり	なし
機械装置の能力の変更	あり	必要	必要 (機械装置の能力における算出方法が変更となった など、特異な状況の場合など)
	なし	不要 (ただし、変更後の機械装置名等を反映した要件審査申請書 (別紙様式第1号)を翌8月31日までに提出すること)	不要

(問4) 機械装置の型番に関する誤りが判明した場合、変更の申請は必要でしょうか。

(答) 機械装置の型番に関する誤り等については軽微な記載ミスと考えられ、要件の変更ではありませんので、不要です。ただし、翌8月31日までに、正しい内容を反映させた要件審査申請書(別紙様式第1号)を提出してください。

(問5) 対象甘味資源作物生産者との約定とはどのようなものでしょうか。また、いつまでに約定を締結する必要がありますか。

(答) 約定とは、国内産糖製造事業者(以下「事業者」という。)から砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。)第19条に規定する対象甘味資源作物生産者に支払う甘味資源作物の対価について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則(昭和40年農林省令第43号。以下「価格調整法施行規則」という。)第26条^{*}の規定に定める基準を満たす方法により算定することを双方であらかじめ約定したものです。

なお、約定の締結は、交付金交付対象者要件の一つとなっていることから、要件審査申請書(別紙様式第1号)の提出期限である8月31日までに行い、その約定書の写しを同申請書とともに提出してください。

※事業者により販売される国内産糖の販売収入が、生産者と事業者との間の利益の衡平を図ることを旨として、甘味資源作物の生産費の額と国内産糖の製造及び販売に要する費用の額と勘案して当事者間で定められた適正な分配率に基づき分配されること。

(問6) 約定の締結や製造施設の更新等が遅れ、要件審査申請書(別紙様式第1号)を期限の8月31日までに提出できない場合にはどう対応すればよいのでしょうか。

(答) 期限までに提出できないと見込まれる場合は、その理由を含め、機構までご相談ください。

【交付申請計画数量の届出の手続き】

(問7) 砂糖年度において最初の交付申請が1月下旬(1月16日から末日まで)を予定している場合、交付申請計画数量の届出はいつまでに行う必要がありますか。

(答) 交付申請計画数量は、交付要綱第6の1の規定に基づき、以下の期日までに理事長に届け出てください。

(1) てん菜糖

砂糖年度における四半期ごとの最初の交付申請を行う10日前

(2) 甘しや糖

砂糖年度において最初の交付申請を行う四半期にあつては交付申請を最初に行う交付申請の期間の初日の10日前

したがって、1月下旬(申請日1月20日)が砂糖年度最初の申請の場合、てん菜糖は1月10日まで(業務日外^{*}であればその前日である1月9日まで)、甘しや糖は1月6日まで(業務日外^{*}であればその前日である1月5日まで)に国内産糖交付金四半期別交付申請計画書(別紙様式第5-1号)により、理事長に届け出てください。

^{*}土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに年末年始(12月29日から12月31日まで並びに1月2日及び3日)

(問8) 既に届け出た四半期の交付申請計画数量の合計よりも国内産糖交付申請数量が上回る場合、もしくは下回る場合、どのような手続きをする必要がありますか。

(答) 交付要綱第6の2の規定に基づき、既に届け出た四半期の交付申請計画数量の合計よりも国内産糖交付申請数量が①上回る場合、②20%を超えて減少する場合は、速やかに、国内産糖交付金四半期別交付申請計画書(変更)(別紙様式第5-2号)により理事長に届け出る必要があります。

【国内産糖の検査】

(問9) 交付要綱第7の2で届け出る検査機関の要件として、国内産糖検査要領(平成12年9月29日付け12農流一第34号。以下「検査要領」という。)第2の(2)の③に「検査の公正な実施を確保するため必要な組織体制が整備されていること」と規定されていますが、具体的にはどういうことでしょうか。

(答) 検査担当の役職員や担当セクションの責任体制が組織規程等により明確に示され、機能していることを指します。

(問10) 製造した国内産糖の買主である精製糖事業者を検査機関として届け出ること
は可能でしょうか。

(答) 検査要領第2の規定に基づく検査機関の要件を満たしていれば、届け出ることができます。

(問11) 甘しや糖のばらもの場合、積み地、揚げ地のどちらで標本の抽出(サンプリング)をすればよいのでしょうか。

(答) 甘しや糖の所有権が買主に移転する前であれば、どちらで行っても差し支えありません。

(問12) 検査要領第6の規定に基づく帳簿には、定められた様式はありますか。

(答) 特に定められた様式はありません。帳簿には検査要領第6の規定に基づく事項をすべて記載してあれば問題ありません。

(問13) 検査要領第2の(2)の規定に基づく要件を満たしている場合(自社の検査部門を検査機関として届け出る場合)、国内産糖検査結果通知書(検査要領別紙様式)は、自社あてに通知することになるのでしょうか。

(答) 事業者が自社の検査部門を検査機関として届け出る場合は、検査機関の代表者として、当該検査部門の責任者を国内産糖検査機関届出書(別紙様式第6-1号及び6-2号)に記載するため、当該責任者が国内産糖検査結果通知書(検査要領

別紙様式)の発行元となり、同通知書の宛て先は交付申請者となりますので、当該検査部門の責任者から同社の代表者あてに通知することとなります。

(問 14) 検査機関に地方の出先機関がある場合、検査結果通知書(検査要領別紙様式)は国内産糖検査機関届出書(別紙様式第6-1号及び6-2号)で届け出た代表者名を記載しなければいけないでしょうか(出先機関の長の氏名ではいけないでしょうか)。

(答) 届け出た代表者が出先機関の長に検査結果通知書(検査要領別紙様式)の発行権限を委譲しているのであれば、同通知書の発行者は出先機関の長で構いません。ただし、その旨、契約書等により、検査機関が検査の依頼を受けた事業者と合意がなされていることが必要です。

【交付金交付申請の手続き】

(問 15) 郵送、ファクシミリ及び電子メールでの交付申請は可能ですか。

(答) 郵送方式等による国内産糖交付金交付事務手続について(平成19年10月5日付け19農畜機第2689号)第2の規定に基づき、郵送、ファクシミリ及び電磁的方法(電子メール)のいずれかの方法による申請が可能です。その際、ファクシミリ又は電子メールを選択する場合は、新規、変更を含め、交付申請方式(新規・変更)届出書(別紙様式第1号)の提出が必要です。

(問 16) 交付申請を行う各期間(毎月1日から15日までは上期、16日から末日までは下期)において、交付申請を複数回行うことは可能ですか。

(答) 上期、下期の交付申請期間の区分は、申請の取りまとめ期間として設定していますので、交付申請は各期に1回と限定しているものではありません。申請期間において複数回の申請をすることも可能です。

(問 17) 製造年度が同じであれば、販売年度が異なっても同じ交付申請書(別紙様式第7号)を用いての交付申請は可能ですか。

(答) 製造年度が同じであっても、販売年度が異なる場合は、交付金単価が異なるため、販売年度別に交付申請書(別紙様式第7号)を作成していただく必要があります。

国内産糖交付金の金額は、価格調整法第22条第1項の規定により、「国内産糖交付金の単価に、当該対象国内産糖事業者が製造し、農林水産省令で定める期間内に販売した国内産糖の数量に相当する数を乗じて得た金額」とされています。また、この農林水産省令で定める期間内とは、価格調整法施行規則第28条の規定に基づき、「毎年10月1日からその翌年の9月30日まで」とされています。さらに、国内産糖交付金の単価は、原則、砂糖年度ごとに定められることとなっていることから、販売年度(砂糖年度)が異なる場合は、それぞれの砂糖年度において定められる単価を用いて、国内産糖交付金の金額を算出する必要があります。

(問 18) 交付申請書(別紙様式第7号)について、申請者の欄に記名があれば、誓約書の記名は省略してもよいのでしょうか。

(答) 誓約書は、交付金の交付申請に当たって申請者が改めて価格調整法に規定された要件を確認するとともに、当該要件を満たしていること及びその要件を欠くに至った場合は交付金を返還することの意思確認を行うものであり、交付申請とは別の行為であることから、記名が必要です。

(問 19) 交付申請に関する書類は、必ず組織の代表者の氏名で申請しなければならないのでしょうか。

(答) やむを得ず代表者の氏名で申請できない場合は、あらかじめ他の責任を有する者に交付申請の権限を社内委任したことを確認できる書面を提出し、機構の承諾を得た上で、申請してください。

(問 20) 交付金は、事業者が販売した国内産糖の実績数量に基づき申請することとなっていますが、何をもって販売とみなされるのでしょうか。

(答) 当該国内産糖に係る所有権が売主(事業者)から買主に移転したことをもって販売とみなすこととしています。

(問 21) 社内販売や業務用使用等の内部取引があるのですが、これについても交付の対象となりますか。

(答) 交付金は、問 20 のとおり売主(事業者)から買主に所有権が移転した国内産糖の実績数量に基づき交付されます。したがって、内部取引であっても、経理処理等の記録により販売が証明できれば交付の対象となります。

(問 22) 「販売の日から3月以内に申請しなければならない」とされていますが、いつから起算して3月以内となりますか。

(答) 当該国内産糖に係る所有権が売主(事業者)から買主に移転した日(販売が成立した日(販売年月日))から起算して3月以内に申請する必要があります。例えば、8月2日に販売が成立した場合は11月1日までに申請する必要があります。その際、販売年度が異なる申請が他にある場合、問 17 で説明したとおり、交付金単価が異なるため、販売年度別に交付申請書(別紙様式第7号)を作成していただく必要があります。

(問 23) 交付要綱第8の3の(2)の規定に基づく国内産糖売買証明書(別紙様式第9号)に準ずる書面として機構が認めたものとは、どのような内容の書面を指すのでしょうか。

(答) 国内産糖交付金交付要綱第8の3の(2)に基づく国内産糖売買証明書に準ずる書面について(平成19年10月19日付け19農畜機第2891号)の規定に基づき、糖種、販売年月日、販売数量並びに売主名及び買主名が確認できるものとなります。

なお、準ずる書面にて申請する場合には、具体的な書面をもって個別に検討する必要がありますので、あらかじめ機構にご相談いただくようお願いします。

(問 24) 国内産糖売買証明書(別紙様式第9号)について、甲(売主)及び乙(買主)欄に記名する者は、組織の代表者でなければいけないのでしょうか。

(答) 国内産糖売買証明書(別紙様式第9号)に記載する販売の内容は、交付決定する数量の根拠として重要な内容であることから、これを証明する(記名する)者は、その内容について組織的な責任を有する者(代表者等)である必要があります。やむ

を得ず代表者の氏名で提出できない場合は、あらかじめ他の責任を有する者に交付申請の権限を社内委任したことを確認できる書面を提出し、機構の承諾を得た上で、申請してください。

(問 25) 販売の実績数量について、複数回の交付申請としたいのですが、2回目の交付申請以降、交付申請書(別紙様式第7号)に添付する国内産糖売買証明書(別紙様式第9号)は1回目に添付した同証明書をその写しに代えることは可能でしょうか。

(答) 2回目の交付申請以降から申請数量の累計が国内産糖売買証明書(別紙様式第9号)の販売数量に達するまでは、1回目に添付した同証明書の写しを添付していただいて構いませんが、国内産糖売買明細書(別紙様式第9号の別添)も添付する必要があります。

(問 26) 交付要綱第8の3の(1)の規定に基づき機構に提出する国内産糖検査確認書(別紙様式第8号)の添付書類である国内産糖検査結果通知書(検査要領別紙様式)をその写しに代えることは可能でしょうか。

(答) 国内産糖検査結果通知書(検査要領別紙様式)は、検査機関が検査の依頼を受けた事業者に交付するものであることから、機構には原本ではなく、その写しの提出で差し支えありません。

(問 27) 交付金の単価に販売した数量を乗じた金額に円未満の端数が生じた場合、どのように計算処理をするのでしょうか。

(答) 交付金の金額は、価格調整法第22条第2項により定められる交付金の単価(トン当たり)に、交付要綱第8の3の(2)の規定に基づく交付申請日の前3月以内に販売した国内産糖の数量(キロ単位)をトン単位にしたものを乗じ、円未満を切り捨てたものとします。

(問 28) 試験研究機関や学校等から甘味資源作物を買い入れて製造した場合は、交付対象となりますか。

(答)対象甘味資源作物生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金(てん菜の生産面積に応じて交付する交付金又はてん菜の品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。)の交付を受けた者ではない試験研究機関や学校等から買入れた原料作物により製造された国内産糖は交付対象とはなりません。

(問 29)試験研究機関や学校等からさとうきびを買い入れて製造した交付対象外の甘しや糖数量はどのように計算するのでしょうか。

(答)以下の計算式で算出し、当該砂糖年度最終の交付申請の際に、当該対象外甘しや糖の数量を差し引いた数量を交付申請数量としてください。なお、対象外原料は搬入トラック毎に重量・糖度が明確化されていること及び対象外甘しや糖(総量)は当該期最終の申請数量の範囲内であることを前提条件としてください。

$$\begin{aligned} \text{対象外甘しや糖数量(kg)}^{\ast 1} &= \text{対象外原料買入糖度}^{\ast 2} \\ &\quad \times (\text{全量通期歩留り}^{\ast 3} / \text{全量通期平均買入糖度}^{\ast 4}) \\ &\quad \times \text{対象外原料重量}^{\ast 5} \end{aligned}$$

※1:搬入トラック毎に算出された対象外甘しや糖数量は、その計算過程において、端数が出た際に四捨五入等の調整を行わない。搬入トラック毎に算出した対象外甘しや糖数量を積み上げた時点で、その数量に端数が生じた際に小数点以下切り上げの調整をする。

※2:搬入トラック毎に計測されるもの。各工場の対象外原料買入糖度がわかる書類を添付すること。

※3:通期の原料買入数量に対する製造出荷数量(製品出来高)をさす。各工場の原料買入数量及び製造出荷数量(製品出来高)がわかる書類を添付すること。

※4:通期の平均買入糖度をさす。各工場の全量通期平均買入糖度がわかる書類を添付すること。

※5:搬入トラック毎に計測されたもの。各工場の原料重量がわかる書類を添付すること。

【甘味資源作物売渡報告書の手続き】

(問 30) 交付要綱第 10 の規定に基づく甘味資源作物売渡報告書(別紙様式第 10-1 号及び 10-2号)の提出期限を教えてください。

(答) 甘味資源作物売渡報告書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号)は、当該砂糖年度の甘味資源作物の買入完了後、速やかに提出してください。

(問 31) 甘味資源作物売渡等報告書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号)に記載する「売渡数量」とは、甘味資源作物生産者から買入れたすべての甘味資源作物の数量のことでしょうか。

(答) 甘味資源作物売渡報告書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号)に記載する売渡数量は、交付金の交付対象となる国内産糖の原料となった甘味資源作物の数量を記載してください。具体的には、売渡しを受けた当該年産の甘味資源作物の数量のうち、さとうきびの場合は、対象甘味資源作物生産者(価格調整法第 19 条に規定する者)から、てん菜の場合は、対象甘味資源作物生産者(価格調整法第 19 条に規定する者)、対象農業者(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号)第 2 条第 4 項に規定する者)又は経営所得安定対策交付金(てん菜の生産面積に応じて交付する交付金又はてん菜の品質及び生産量に応じて交付する交付金に限る。)の交付を受けた者から売渡しを受けた数量を記載してください。

(問 32) 甘味資源作物売渡等明細書(別紙様式第 10-1号及び 10-2号の別添)における「2 その他②」とはどのような数量のことでしょうか。「1 交付金対象外分」との違いを教えてください。

(答) 「2 その他②」とは、交付要綱第 8 の 1 の規定に基づく対象甘味資源作物生産者、対象農業者又は経営所得安定対策交付金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という)以外から売渡しを受けた甘味資源作物の数量であり、例えば、前述した試験研究機関や学校等からの売渡しを受けたものがあります。

また、「1 交付金対象外分」とは、交付対象者から売渡された甘味資源作物のうち、当該交付金対象とならない数量であり、例えば、てん菜糖では 64 万トンを超えるものの原料となったものや、甘しや糖では黒糖等の含みつ糖を製造している場合の含みつ糖の原料になったもの等があります。

【事務委任の手続き】

(問 33) 交付要綱第 11 の規定に基づき、交付金の代理申請や代理受領をする場合にはどのような手続きが必要でしょうか。

(答) 交付要綱に定める諸手続に関する権限を委任した場合は、交付要綱第 11 の 2 の規定に基づき、当該委任関係を確認することができる書面(委任した日、委任者名、被委任者名、委任した内容を明記)を委任内容の事務手続きが発生するまでに機構に自ら又は自らの権限を委任した者(以下「代理人」という。)を通じて提出してください(変更があった場合も含む)。

なお、委任内容に交付金の受領がある場合、交付要綱第 11 の 4 の規定に基づき、被委任者が委任者に係る交付金の支払いを完了したら、被委任者は国内産糖交付金支払完了報告書(別紙様式第 11 号)を速やかに機構に提出してください。

【報告及び調査について】

(問 34) 交付要綱第 13 の規定に基づき、機構が事業者に報告を求める場合又は事業者を調査する場合とは、どのような場合でしょうか。

(答) 交付金の交付業務における適正な実施のため、事業者(又はその代理人)に報告及び調査を求めます。調査では、原則、直近の砂糖年度における交付金の交付業務が対象となり、甘味資源作物の買入れ状況、国内産糖の製造、販売、在庫及び検査の状況等を把握することを目的としております。